

令和  
6年度

創業間もない事業者の認知度の向上及び販路拡大につながる活動を支援します！

# 大洗町創業ビギナープロモーション支援補助金

町内における新規事業者の育成、事業の継続的発展及び地域活性化を図ることを目的として、町内で新たに創業する方・創業間もない事業者に対し、認知度の向上及び販路拡大のためのプロモーション活動を支援するため、広告宣伝費等の対象経費の一部を補助します。



大洗町公式ホームページ  
創業支援のご案内



補助率

1/2

限度額

10万円

## 補助を受けるための主な条件

### すべて満たす方

- 補助金の申請年度内に創業を行う方、または申請時に創業の日から起算して5年を経過していない方であること。
- 町内に、主たる事業所を有する方（事業所を有しない場合は住民登録を有する方）であること。
- 補助金の交付を受けようとする方が直接、事業または営業に携わること。
- 創業に際して、法律等に基づく資格が必要な場合は、その資格を有していること、または創業の日までに有する見込みがあること。
- 営む事業が、小売業、卸売業、飲食業、製造業、運送業、建設業、サービス業であること。
- 補助金の申請日以降、1年以上継続して営業する意志があること。
- 大洗町商工会が実施する創業支援セミナーを2回以上受講（受講予定を含む。）し、個別指導を受けて適切な事業計画書を作成すること。

※上記以外にも条件がございますので、詳しくは事前にお問い合わせください。

## 対象となる経費

事業の認知度向上及び販路拡大につながるプロモーションに資する下記の経費

- (1) 広告宣伝費
- (2) 販売促進費

【例えば…】 広告掲載費／チラシ・パンフレット・ポスター等の作成費／市場調査費  
ホームページ製作・改修費／商品パッケージ等のデザイン費 等

※対象となる経費については、事前にご相談ください。

## 補助率・補助限度額

対象となる経費（消費税及び地方消費税を除く。）の **1/2** ・ 限度額 **10万円**

※補助金の交付は、同一の方に対し、申請年度につき2回限り・合計10万円を限度とします。

申請・問い合わせ▷▷大洗町商工観光課 TEL▷▷029-267-5175

補助金の交付を受けるには申請手続きが必要です。詳しくはお気軽にお問い合わせください。